2　競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格「建築工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格「建築工事」の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成22年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から３）までの要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

２）工事種目　外部金属建具工事

３）工事内容　改修工事、新築工事又は増築工事

ただし、上記１）から３）まではすべて同一工事かつ同一建築物の実績であること。３）において新築工事又は増築工事の場合は、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成22年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成22年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記４）及び５）の要件を満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

５）工事内容　改修工事、新築工事又は増築工事

ただし、上記４）及び５）は同一工事かつ同一建築物の実績であること。５）において新築工事又は増築工事の場合は、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

⑹　次に掲げる１）から４）までの基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員は下記１）及び４）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成22年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸４）及び５）の要件をすべて満たす工事（同一工事かつ同一建築物の実績であること。新築工事又は増築工事の場合は、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

３）配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記１）から４）までの基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

また、在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和６年３月26日付け国不建技第291号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第357号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

⑺　当該工事の施工計画の提出にあたっては、入札説明書及び図面等を参考として、適切な提案を立案し、その内容を示した資料を提出すること。なお、資料の記載内容が適正でない（未記載を含む。）場合は競争参加資格を認めない。

⑻　本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事で、令和５年度及び令和６年度において各年度の建築工事（以下「当該工事種別」という。）の工事成績評定点の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。